

第2次

茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画

～読書のよろこびを子どもたちに～



平成28年4月

茅ヶ崎市教育委員会

目次

第1章	計画策定の趣旨	・・・1
1	子ども読書活動推進の意義	
2	国・県の動向	
3	茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画の成果と課題	
第2章	計画の基本方針	・・・6
1	基本方針	
2	計画の位置づけ	
3	計画の推進に向けて	
4	計画の期間	
5	計画の対象	
6	計画推進のための役割	
7	計画の推進体制	
第3章	計画推進のための取組	・・・14
1	施策体系	
2	具体的な取組	
	(1) 家庭における取組	
	(2) 幼稚園・保育園・認定こども園における取組	
	(3) 学校における取組	
	(4) 図書館における取組	
	(5) 公民館等における取組	
資料編		・・・29
	・用語の解説	
	・子どもの読書活動の推進に関する法律	
	・「第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画（素案）についての パブリックコメント実施結果	

第1章 計画策定の趣旨

1 子ども読書活動推進の意義

なぜ、子どもの読書活動を推進することが大切なのでしょうか。

まず、小さい子どもにとっては、読み聞かせでの語りかける言葉が心の成長の一助となり、おはなしの世界を想像することにより、言葉から人物や情景を思い浮かべる力を養うことができます。

次の段階にあっては、文字が読めることと本が読めることの隔たりを埋めて行くことが大切です。「本が読める」ためには、言葉をもとに想像力をはたらかせて、書かれている内容を理解し、物語や論旨の展開についていくことが必要です。

ただ、子どもには大人が培ってきたような人生経験や知識がないので、大人ほどの読書力は備わってはいません。

つまり、子どもにとっての読書とは「読む力」、すなわち想像力をはたらかせ、内容をしっかり理解して読むという精神活動を養うためのものであるといえます。

想像力をはたらかせて本を読むことの面白さを経験した子どもたちは、学業や部活動が忙しくなったとしても、自分の意思でいつでも本の素晴らしい世界に戻ることができるでしょう。

子どもたちもスマートフォンを利用することが当たり前の時代ですが、紙の本の大切さや背表紙で中身を予測する楽しみがわかるようになってほしいものです。そうした子どもが一人でも増えるよう、家庭や学校、図書館をはじめとした各関係者・関係機関が連携し、子どもの読書活動を推進していくことが必要なのです。

2 国・県の動向

国においては、平成12年の「子ども読書年」を契機とした取組を推進していくために、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行しました。この法律は、子どもの健やかな成長に資することを目的とし、子どもの読書活動の推進に関する基本的理念を定め、国・地方公共団体の責務、保護者の役割等を明らかにするとともに、4月23日を「子ども読書の日」と決めました。また、この法律を受け、国において、平成14年8月、平成20年3月、平成25年5月に基本的方向と具体的方策を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

神奈川県においては、国の法律に基づき、平成16年1月、平成21年7月、平成26年4月に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定しました。

3 茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画の成果と課題

◆茅ヶ崎市の取組

図書館行政においては、国や県の施策はもちろん、市全体の施策を位置付ける「茅ヶ崎市総合計画基本構想」（平成23年度～平成32年度）や教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的として、明日を担う次世代の育成に重点を置いた「茅ヶ崎市教育基本計画」（平成23年度～平成32年度）により施策を展開してきました。

特に、子ども（0歳からおおむね18歳まで）や保護者をはじめ、子どもの読書活動にかかわるボランティアや保育園、幼稚園、小中学校など関係機関を対象に、「茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」（平成23年度～平成27年度）を策定し、「読書のよろこび

を子どもたちに」伝えることを目標として、3つの施策により計画的に子ども読書活動の推進に取り組んできました。

「茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」における3つの施策の推進

- (1) 子どもが読書に親しむための環境づくり
- (2) 子どもが読書に親しむための機会の提供
- (3) 子どもの読書活動の普及と啓発

◆これまでの取組における成果と課題（平成23年度～平成27年度）

(1) 子どもが読書に親しむための環境づくり

家庭における取組に関しては、読み聞かせの実施率や図書館への市民登録率から、子どもの読書に親しむための環境づくりが徐々に整いつつあるものと考えられます。そうした中で、家庭での読み聞かせが減少する5歳児家庭への正しい啓発手段を考えていく必要があります。

学校等における取組に関しては、「幼稚園・保育園等の図書コーナーの充実」という施策のもとで、市立図書館資料の団体貸出を積極的に進めました。今後は、市立保育園同様に私立保育園・幼稚園・認定こども園へも図書コーナーの設置や貸出登録団体へ向けての働きかけが望まれています。また、学校図書館資料の充実については、学校図書標準により定められた蔵書冊数を満たすよう努力をしましたが、将来的には全校が標準値を満たすような整備を図る必要があります。学校図書館整備としての職員配置については、全校に司書教諭、学校図書館嘱託員を配置し、加えて小学校には読書活動指導協力者の派遣を行いました。今後は、司書教諭の実質的な機能が付与される環境整備や、現状行われている嘱託員の研修に加え、司書教諭や読書活動指導協力者の参加も可能になる交流の仕組みづくりや全体研修について考えていく必要があります。

図書館における取組に関しては、図書館の最も基本的な機能の一つに資料収集があり、蔵書購入予算を維持してはいるものの児童図書の蔵書数が伸びておらず、より積極的な収集が必要です。また、児童カウンター設置やボランティアの登録・派遣システムなどの課題は残されています。一方で、分室の増設や児童コーナーでの展示の工夫、読み聞かせに関する講習会や団体貸出を積極的に行いました。

公民館等における取組に関しては、平成27年4月開設のハマミーナ図書室に10代向け図書コーナー及び赤ちゃんコーナーを設置しました。また、一部公民館に児童図書コーナーはあるものの、今後取組を検討し、設置が可能なところから進めていく必要があります。

ボランティアにおける取組に関しては、毎年交流を兼ねたボランティア研修会を実施したことで、図書館内外における読み聞かせやおはなし会など活動の場にもひろがりを見せています。

(2) 子どもが読書に親しむための機会の提供

家庭における取組に関しては、おはなし会等への参加者数に関し、高い水準を保っているものの、目標値を意識した取組が必要です。18歳以下の貸出利用者数・貸出点数は、増加傾向にあるものの、目標値を下回っており、推進方法の見直しが必要です。

学校等における取組に関しては、全体的におおむね良好に進ちよくしています。各幼稚園・保育園では日常的に読み聞かせを行っており、図書館でもおはなし会は多くの参加者を集めています。また、小・中学校では、朝の読書、読み聞かせ、ブックトーク等を実施するほか、学校図書館を利用した授業を実施しており、本にふれるきっかけとなりました。また、茅ヶ崎寒川地区学校図書館協議会（SLA）の情報交換を定期的に行っており、各学校の読書活動推進に役立ちました。

図書館における取組に関しては、7か月児育児相談時等にブックスタート事業を実施しましたが、目標値に達しておらず、今後受入れ態勢の整備や周知方法の工夫が必要です。

公民館等における取組に関しては、図書館と連携した事業や単独事業で、子ども読書に関する取組を行いました。また、ボランティアの協力を得て読み聞かせを行うなど、十分な取組がなされました。

(3) 子どもの読書活動の普及と啓発

学校等における取組に関して、各幼稚園・保育園では、「園だより」等を活用した保護者への啓発を頻繁に行いました。小・中学校では、「学校だより」等を活用した啓発や「読書週間」、「子ども読書の日」にちなんだ展示等、また児童・生徒による委員会活動においてのポスター制作に取り組み、目標値達成へと進ちよくしました。

第2章 計画の基本方針



読書のよろこびを子どもたちに



茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画（以下、「第1次計画」という。）における「読書のよろこびを子どもたちに」伝えるという目標を、第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画（以下、「本計画」という。）においても引き続きめざしていきます。そのための本計画の基本方針等は次のとおりです。

1 基本方針

(1) 関係する主体が連携して子どもの読書活動を推進する

子どもの読書に関係する主体はそれぞれの特徴を持っています。家庭は子どもにとって最もほっとできる所であり、幼稚園・保育園・認定こども園・学校は日々子どもが通うまなびの場であり、それぞれ子どもと非常に密接な関係にあります。

一方、図書館は子どもの日常生活からは少し離れた所に位置しますが、家庭や学校でそろえることが難しい多くの蔵書を有しています。公民館等は蔵書数などでは図書館に譲るものの、地域に根差した施設として子どもの身近に存在しています。

また、それぞれの場面で、様々な技能を持つボランティアの方々の存在が欠くことのできない大きなものとなっています。

こうしたそれぞれの特徴をつなげ、これまでより子どもの読書機会を増やし、子ども

が日常的に本の世界を楽しむことができる環境を整えることが大切なのです。

(2) 子どもの読書活動に関する情報提供と啓発を行う

子どもの読書を推進するためには、関係する主体が、それぞれ必要とする情報を適宜、適切に得られることが必要です。

また、子どもの読書の重要性について、関係する主体が理解を深めることができるような講座・講演会などの啓発活動を行っていくことも必要です。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき、「茅ヶ崎市総合計画」や「茅ヶ崎市教育基本計画」と整合性を図った、子どもの読書活動を推進するための計画です。

3 計画の推進に向けて

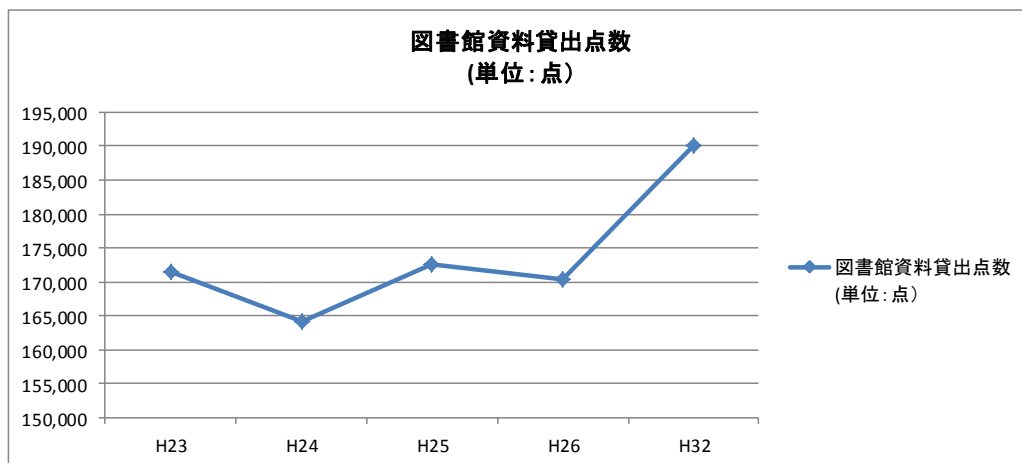
本計画の推進にあたり、子どもの読書活動が効果的に推進されているかを測るため、数値目標として次の4項目を設定します。

(1) 図書館資料貸出点数（0歳から18歳）

目標値（平成32年度）	190,000点
平成26年度実績	170,285点

⇒⇒図書館の基本的機能である貸出点数について、第1次計画において達成できなかった目標値を、本計画において達成することをめざします。

年度	H23	H24	H25	H26	H32
図書館資料貸出点数 (単位：点)	171,397	164,137	172,502	170,285	190,000



(2) 週に1時間以上自主的に本を読む子どもの比率 (小・中学生)

目標値 (平成32年度)	70%
---------------------	------------

⇒⇒朝の読書など学校の授業に関連するものを除いた、子どもが自主的に読書を行ったものを対象とします。(新規)

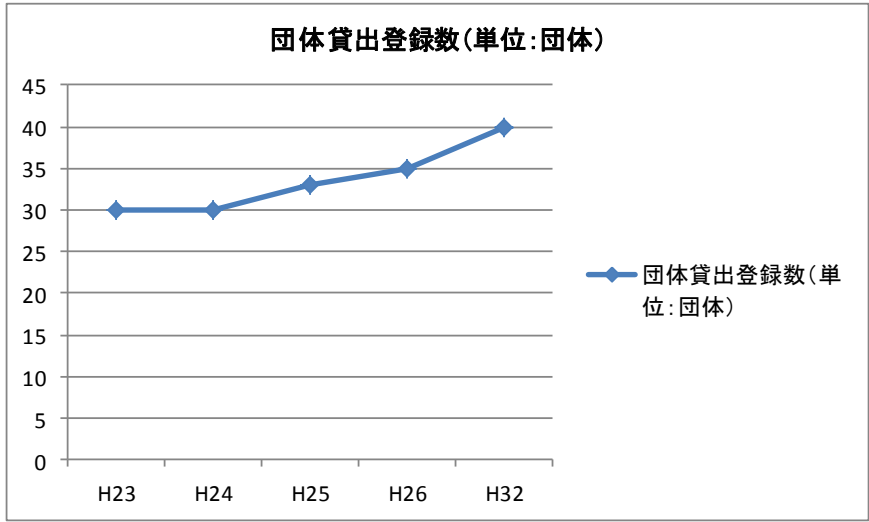
(3) 団体貸出登録数 (児童クラブ、子ども読書に関するボランティア団体)

目標値 (平成32年度)	40団体
---------------------	-------------

平成26年度実績	35団体
----------	------

⇒⇒子どもに身近な存在であるこれらの団体と図書館との連携を更にすすめ、子どもが読書に親しめる機会を増やします。

年度	H23	H24	H25	H26	H32
団体貸出登録数 (単位：団体)	30	30	33	35	40

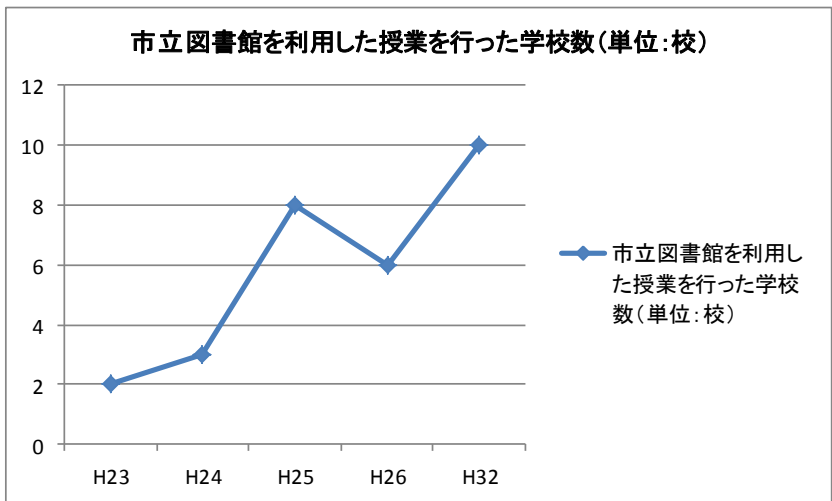


(4) 調べ学習等、市立図書館を利用した授業を行った学校数(小・中学校)

目標値(平成32年度)	10校
平成26年度実績	6校

⇒⇒学校と図書館との連携形態のひとつとして、全市立小中学校のおよそ1/3の利用をめざします。

年度	H23	H24	H25	H26	H32
市立図書館を利用した授業を行った学校数(単位:校)	2	3	8	6	10



4 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、関連する計画の見直しが行われ本計画との整合性がとれなくなった場合、また社会情勢の変化等により本計画が実情に合わなくなった場合には、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の対象

0歳からおおむね18歳までの子どもと、保護者をはじめとした子ども読書活動の推進に係わるボランティアや、幼稚園・保育園・認定こども園、学校などの関係機関を対象とします。

6 計画推進のための役割

(1) 家庭



本との出会いは家庭から始まります。そのため、家庭においては読み聞かせを積極的に行うなど、親子で本を楽しむ機会を積極的につくり出すことが大切です。

また、おはなし会への参加や図書館の利用を通じて様々な本にふれる機会を持つことにより、子どもの本の世界をひろげることができます。

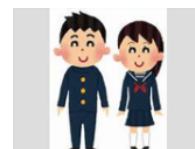
(2) 幼稚園・保育園・認定こども園



読み聞かせを積極的に行い、子どもが様々な本にふれ、楽しめる機会をつくること

重要です。また、本を活用した調べものなど、子どもが自主的に本に親しめるような環境を整えることも大切です。

(3) 学校



学校図書館資料の更なる充実、朝の読書・読み聞かせ、学校図書館を活用した授業など、子どもが本に親しめる機会を増やしていくことが求められます。また、図書館での調べ学習を積極的に行うなど、子どもが本を選ぶ目を養う機会を増やすことも重要です。

これに加えて、図書委員会等の委員会活動を通して、子どもが自主的・積極的に読書へ関わる姿勢を養うことも大切です。

(4) 図書館



子どもの発達段階にあった蔵書をそろえることはもちろんですが、特に小学校高学年から進む読書離れに対応するため、10代向け図書の充実やこの層への読書相談などの働きかけが求められます。

庁内各課や関係機関と連携し、子どもが本に親しむ機会を増やしていくことも重要です。中でも特に学校との連携は重要なものであり、団体貸出や調べ学習を通じて子どもたちが自主的に本を選び、読む機会をつくりだすことに努めていく必要があります。

また、ブックスタートやおはなし会は、乳幼児期から子どもが本にふれあい、本の楽しさを知る大切な機会であり、ブックスタートについては、配布率を高める工夫を行い、より多くの子どもたちに絵本の楽しさを伝えていきます。おはなし会については、出張おはなし会など図書館以外の場所でも開催していきます。

各地域で活躍するボランティアの方の養成・研修・情報交換の場を設けることも重要です。子どもの読書活動の大切さを多くの大人の方々に知ってもらい実践につなげるために、また、すでに活動に携わっている方々の参考となるように、各種講座・講演会を充実させていくことが求められます。

(5) 公民館等



地域に根差した子どもの身近にある施設であることを活かし、図書コーナーを設置、あるいは充実させていくことが求められます。

また、おはなし会や読み聞かせ、子ども読書活動推進に関する講演会などを積極的に開催し、啓発活動に努めていくことが大切です。

さらに、公的機関だけでなく、地域ボランティア、その他民間事業者による取組が広がっていくことが望まれます。

7 計画の推進体制

計画の基本理念である「読書のよろこびを子どもたちに」を実現するために、本市では、市立図書館を中心に、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、公民館等の施設が相互に連協・協力を図り、地域、ボランティアの協力も得ながら、家庭をサポートしていきます。

庁内関係機関で構成される茅ヶ崎市子ども読書活動推進連絡調整会議において、事業の進行状況の確認及び検証を毎年実施し、その結果を茅ヶ崎市立図書館協議会に報告します。社会教育や学校教育の関係者、図書館ボランティア、学識経験者、公募市民等からなる茅ヶ崎市立図書館協議会においては、庁内における自己評価結果をもとに評価を実施し、市のホームページにおいて意見書を公開します。さらに、茅ヶ崎市立図書館協議会の意見を受け、茅ヶ崎市子ども読書活動推進連絡調整会議において横断的に意見交換を行い、事業改善に努めます。

推進体制

茅ヶ崎市立図書館協議会

子ども読書活動推進計画の推進について、事業評価等をもとに意見を述べます。

【構成メンバー】

公募市民、社会教育・学校教育関係者、図書館ボランティア、学識経験者

意見



評価結果

茅ヶ崎市子ども読書活動推進連絡調整会議

茅ヶ崎市子ども読書活動推進連絡調整会議を開催し、事業の進行状況の確認及び評価を行っていきます。

【構成メンバー】

こども育成部子育て支援課、こども育成部こども育成相談課、こども育成部保育課、教育総務部教育総務課、教育推進部教育政策課、教育推進部学校教育指導課、教育推進部社会教育課、教育推進部青少年課、教育推進部教育センター

事務局（教育推進部図書館）

第3章 計画推進のための取組

1 施策体系

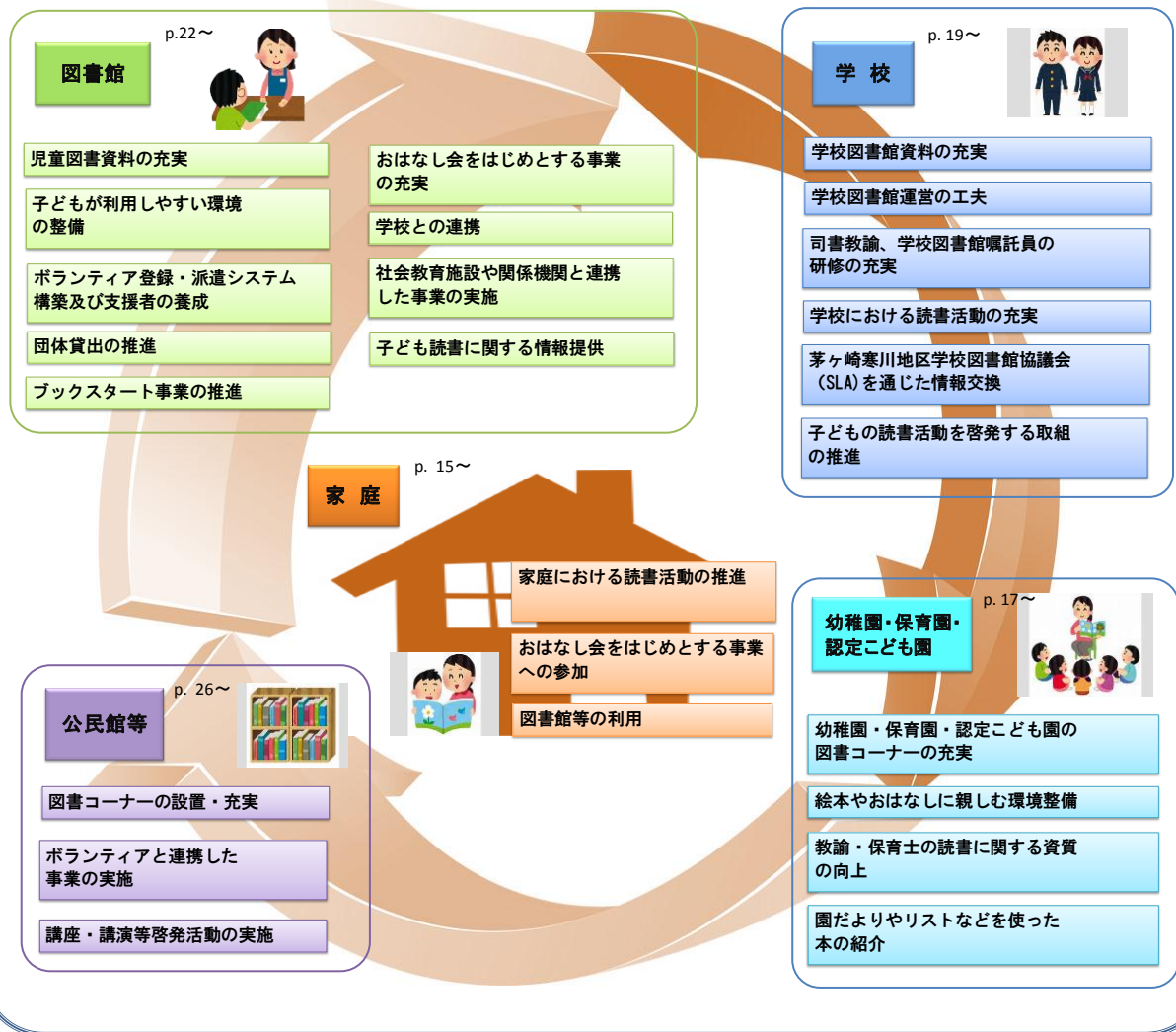


読書のよろこびを子どもたちに



基本方針

- (1) 関係する主体が連携して子どもの読書活動を推進する
- (2) 子どもの読書活動に関する情報提供と啓発を行う



※具体的な取組については、図中に示したページを参照のこと。

2 具体的な取組



(1) 家庭における取組

No.	1	施策	家庭における読書活動の推進
ねらい			<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと親がふれあう機会として、絵本や本を用いた読み聞かせを乳幼児期から積極的に行い、本の楽しさを親子で分かち合しましょう。 ・親も率先して読書をする機会を設け、ファミリー読書を楽しみましょう。
現況			<p>家庭での読み聞かせ調査において、「読まない」と答えた家庭の子供の率が高かったのは、0歳児と5歳児でした。0歳児については、ブックスタート対象前の子どももいるため、親が赤ちゃんへの読み聞かせのやり方が分からないことが考えられます。</p> <p>5歳児については、子どもがひとりで遊び始めるなど親の手がかからなくなることや、子どもがひらがななどを読み始め、読み聞かせをする必要がないと誤解している可能性があります。</p>
関連施策			<p>No. 5：絵本やおはなしに親しむ環境整備（幼稚園・保育園・認定こども園における取組）</p> <p>No. 7：園だよりやリストなどを使った本の紹介（幼稚園・保育園・認定こども園における取組）</p> <p>No.13：子どもの読書活動を啓発する取組の推進（学校における取組）</p> <p>No.18：ブックスタート事業の推進（図書館における取組）</p> <p>No.22：子ども読書に関する情報提供（図書館における取組）</p> <p>No.24：ボランティアと連携した事業の実施（公民館等における取組）</p>

No.	2	施策	おはなし会をはじめとする事業への参加
ねらい			<ul style="list-style-type: none"> ・図書館等の施設で開催されるおはなし会へ参加し、子どもが様々な本にふれる機会を持ちましょう。 ・保護者向けの読み聞かせ講習会などに参加して、自身のスキルを高めましょう。
現況			<p>図書館本館においては、毎月第3水曜日に赤ちゃん向けおはなし会「おひざにだっこ」を、また、第2・第4水曜日には小さい子向けおはなし会を、偶数月の第1土曜日及び第2・第4土曜日には小学生までを対象にしたおはなし会といったように、発達段階に応じて開催しています。</p> <p>香川分館やハマミーナ図書室においてもおはなし会を開催しているほか、平成24年度からは出張おはなし会も行っており、参加機会は増えています。</p> <p>また、家庭での読み聞かせを目的とした保護者向けのおはなし会講習会等も行っており、保護者自身が子ども読書への理解を深めるよう取り組んでいます。</p>
関連施策			No.19：おはなし会をはじめとする事業の充実（図書館における取組） No.24：ボランティアと連携した事業の実施（公民館等における取組）

No.	3	施策	図書館等の利用
ねらい			<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で本をそろえるのみならず、積極的に子どもと図書館を訪れ、様々な本にふれながら、子どもが自主的に本を選ぶことができる機会をつくりましょう。
現況			<p>図書館においては、0歳から18歳の利用者による貸出点数は増加傾向です。近年は単に本の貸出しだけでなく、図書館へ来館するきっかけづくりとなるよう、夏休みやクリスマスのイベント等も行っています。</p> <p>また、子育て支援センターや青少年会館、一部の公民館に図書コーナーを設置しており、身近で本にふれることのできる環境がつけられてきています。</p>
関連施策			No.14：児童図書資料の充実（図書館における取組） No.22：子ども読書に関する情報提供（図書館における取組） No.23：図書コーナーの設置・充実（公民館等における取組）

(2) 幼稚園・保育園・認定こども園における取組



No.	4	施策	幼稚園・保育園・認定こども園の図書コーナーの充実
ねらい			<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの目線に合った本の並べ方やコーナー全体の雰囲気工夫して、子どもが本に親しみやすい空間をつくれます。 ・図書館の団体貸出制度を利用して、本に親しめる環境の充実を図ります。 ・繰り返して同じ本を読むなど、子ども特有の本の読み方を理解して、子どもに接します。
現況			<p>各園の取組として、図書コーナーを設置し、子どもが自由に本を手にとれるようにするとともに、子どもが整理整頓しやすいよう工夫をしています。図書コーナーの本は、保護者と一緒に本を選び自宅で楽しんでもらえるよう、貸出しも行っています。</p> <p>また、園内の本だけではなく、団体貸出制度を利用するなど図書館の蔵書を活用することも行っています。</p>
関連施策			No.17：団体貸出の推進（図書館における取組）

No.	5	施策	絵本やおはなしに親しむ環境整備
ねらい			<ul style="list-style-type: none"> ・教諭、保育士による読み聞かせを行い、本の楽しさを伝えます。 ・保護者やボランティアの参加により、読み聞かせの機会を増やします。 ・子どもの発達段階に応じたおはなし会を行います。
現況			<p>各園においては、活動の合間や午睡前などに、日常的に読み聞かせを行っています。また、ボランティア団体の協力を得て定例的に対象の年齢に合わせた紙芝居や本を使い、読み聞かせを行っている園もあります。</p> <p>園児ばかりでなく、園庭開放の際の地域からの参加者に向けても、読み聞かせを行っています。</p>
関連施策			<p>No.11：学校における読書活動の充実（学校における取組）</p> <p>No.19：おはなし会をはじめとする事業の充実（図書館における取組）</p> <p>No.24：ボランティアと連携した事業の実施（公民館等における取組）</p>

No.	6	施策	教諭・保育士の読書に関する資質の向上
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーリーテリング、読み聞かせ、選書など読書に関する研修会へ積極的に参加します。 		
現況	<p>図書館等で開催される研修に参加するとともに、保育研修会などにおいても読み聞かせを研修テーマに選定し、実施しています。</p> <p>このうち、図書館主催の読み聞かせ講習会は時間帯が午前中であったり、複数回の参加が必要な講座が多いなど、参加者によっては受講しづらい状況にあります。</p>		
関連施策	No.16：ボランティア登録・派遣システム構築及び支援者の養成（図書館における取組）		

No.	7	施策	園だよりやリストなどを使った本の紹介
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・おすすめ本リストを収集して、保護者へ本を紹介するとともに、本の楽しみ方を伝えます。 ・読書相談を受け、保護者の不安や疑問に答えます。 		
現況	<p>各園において、保護者向けに定期的に本の紹介をしています。</p> <p>また、図書コーナーで貸出しの多い本のリストや、多く読まれている年齢、読んで欲しい本などをお便りで紹介し、子ども読書に興味を持ってもらえるよう取り組んでいます。</p>		
関連施策	No. 1：家庭における読書活動の推進（家庭における取組） No.22：子ども読書に関する情報提供（図書館における取組）		

(3) 学校における取組



No.	8	施策	学校図書館資料の充実
ねらい			<ul style="list-style-type: none"> 資料の収集にあたっては、単なる流行や量にとらわれず、質の高い本をそろえるようにします。 図書館活動の一つである図書館団体貸出をより積極的に利用し、子どもの読書機会を増やしていきます。 公立小学校においては、引き続き学校図書館図書標準100%を維持するように、公立中学校においては、全校学校図書館図書標準の100%達成へ向けて収集を進めます。 小学校高学年からみられる読書離れに対応するため、10代を対象とした図書を積極的に収集し、提供します。
現況			<p>学校図書館図書標準については、小学校は平成24年度に全19校で100%を達成し、これを維持しています。しかしながら、在校児童・生徒数の増加や破損・老朽化した本の廃棄などによって、一度100%を達成した学校でも再度100%未満になる可能性があることから、各校の児童・生徒数の将来推計を見極めながら対応することが必要です。</p> <p>図書館においては、学校の授業に必要な図書の貸出依頼や相談が増えており、定期的に利用されています。</p>
関連施策			No.17：団体貸出の推進（図書館における取組）

No.	9	施策	学校図書館運営の工夫
ねらい			<ul style="list-style-type: none"> 必要な本が探しやすい図書の配列や、子どもが入りやすい空間をつくれます。 子どもの生活時間に合わせた開館時間の見直しを行います。 学校の蔵書のデータベース化と活用方法について研究します。
現況			<p>図書館内のレイアウトは、司書教諭や各嘱託員、読書活動指導協力者が連携し、工夫を凝らしています。開館時間については各学校の実情に合わせ、昼休みや放課後に開館し、多くの子どもたちが利用しています。</p>
関連施策			

No.	10	施策	司書教諭、学校図書館嘱託員の研修の充実
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・司書教諭、学校図書館嘱託員など教職員の専門性を高めるため、研修会へ参加します。 		
現況	<p>学校図書館嘱託員の研修は例年3回実施していましたが、平成25年からは5回開催しています。内容は、①年度ごとに嘱託員の要望を参考にテーマを定めた講義を行うもの、②他校の図書館を見学して自校の運営手法の改善を図るもの、③嘱託員が抱えている課題を相互に共有し、図書館職員のアドバイスを受けながら解決策を探るもの、④図書室内の装飾や本のディスプレイの実習など、多方面にわたり活発に行われています。</p>		
関連施策	No.16：ボランティア登録・派遣システム構築及び支援者の養成（図書館における取組）		

No.	11	施策	学校における読書活動の充実
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・読書が習慣になるように朝の読書や読み聞かせを行います。 ・子どもが本を幅広く選べるように、本を読むきっかけづくりとして、読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク等を実施します。 ・学校図書館と児童・生徒との関わりを深めるために、読書相談や調べ学習などの支援を行います。 		
現況	<p>子どもたちが本に親しみ知識を広げ心豊かになれるよう、ボランティアの協力を得て、各学校の状況に合わせ、朝の読書、読み聞かせ、ブックトーク等効果的な読書活動を行っています。</p> <p>また、おすすめの本や調べ学習の資料として本の紹介をするなど、読書相談や支援を行い、学校図書館と子どもたちの関わりを深める取組を行っています。</p> <p>これに加えて、調べ学習（総合的な学習の時間）について、図書館も活用して行っています。</p>		
関連施策	No.20：学校との連携（図書館における取組）		

No.	12	施策	茅ヶ崎寒川地区学校図書館協議会（SLA）を通じた情報交換
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎寒川地区学校図書館協議会（SLA）などを通じて各学校の情報交換を行い、読書活動に役立っています。 		
現況	茅ヶ崎寒川地区学校図書館協議会（SLA）を年間5回開催し、読書感想文コンクール、読書感想画の審査や各学校の取組の情報交換を行い、各学校の読書活動に役立っています。		
関連施策			

No.	13	施策	子どもの読書活動を啓発する取組の推進
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校だより」等への掲載や、おすすめ本リストなどの作成により、保護者や児童・生徒に本の紹介や読書の重要性を伝えます。 ・「読書週間」や「子ども読書の日」にちなんだ展示等を行います。 ・委員会活動等を通じて、子どもたちが積極的に読書への関わりを持てるようにします。 		
現況	<p>各学校で、学校だよりや図書館だよりに新着図書やおすすめの本の紹介等を掲載し、子どもたちや保護者に読書の重要性を発信するとともに、「読書週間」や「子ども読書の日」にちなんだ展示や本の紹介コーナーを設置する等の工夫を行っています。</p> <p>また、各学校の委員会活動において、ポスターの作成・掲示、本の整理、呼びかけ等を行い、活動を通して読書への関わりを持てるよう指導しています。</p>		
関連施策	No.22：子ども読書に関する情報提供（図書館における取組）		



(4) 図書館における取組

No.	14	施策	児童図書資料の充実
ねらい			<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達段階にあわせた様々な図書資料の充実を図ります。 ・絵本や物語に限らず、図鑑や参考図書など、子どもの利用目的に対応できる資料の充実を図ります。 ・保護者やボランティアが利用できる、読み聞かせなどの子ども読書活動に関する資料の充実を図ります。 ・様々な環境にある子どもが読書を楽しめるよう、資料の収集を行います。 ・小学校高学年から進む読書離れに対応するため、10代向け図書を積極的に収集します。
現況			<p>児童図書の蔵書数は増えてきていますが、量とともに、これまで以上に質の高い資料収集を行う必要があります。この中では、外国語児童図書や障害児に対応した図書も収集しています。</p> <p>また、平成27年4月に開設したハマミーナ図書室に、10代向けコーナーを設置しました。</p>
関連施策			

No.	15	施策	子どもが利用しやすい環境の整備
ねらい			<ul style="list-style-type: none"> ・児童書に詳しい職員を養成します。 ・児童カウンターを設置し、子ども向け読書相談を受けます。 ・中・高校生を対象とした読書講座を行い、子どもが来館するきっかけをつくります。
現況			<p>「よんでネット」の発行や夏休みコーナーの設置を行い、子どもが本を手に取りやすい工夫を行っています。</p> <p>また、児童書に詳しい職員を養成するため、児童サービスに関する研修会へ継続的に参加しています。</p> <p>夏休み期間中には「夏休み宿題講座」を開催し、普段とは違う図書館の使い方をしてもらうなど、来館するきっかけをつくる工夫をしています。</p>
関連施策			

No.	16	施策	ボランティア登録・派遣システム構築及び支援者の養成
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせボランティアを養成するために、読み聞かせやストーリーテリング、ブックトークなど研修会や講演会を開催します。 ・子どもの読書に関わるボランティアが十分に活躍できるように、登録・派遣などのシステムをつくりまます。 		
現況	読み聞かせに関連する講習会等については、自宅での読み聞かせを対象とした講座のほか、学校での読み聞かせやストーリーテリング、わらべうたの講習会などボランティアを対象とした講座などを開催しました。		
関連施策			

No.	17	施策	団体貸出の推進
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育園・認定こども園、学校などの読書活動を支援するため、本の貸出しを行います。 ・ボランティアの読み聞かせ活動等を支援するため、本の貸出しを行います。 		
現況	読み聞かせ活動推進のため定期的に図書の貸出しを行っており、平成26年度は保育園(25園)へ延べ3,750冊を、児童クラブ(28団体)へ延べ10,334冊を、学校(18校)へ延べ1,364冊を貸出ししました。		
関連施策	No. 4: 幼稚園・保育園・認定こども園の図書コーナーの充実(幼稚園・保育園・認定こども園における取組) No. 8: 学校図書館資料の充実(学校における取組)		

No.	18	施策	ブックスタート事業の推進
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本を通して、赤ちゃんとその保護者の心がふれあうきっかけをつくりまます。 		
現況	ブックスタートは赤ちゃんとその保護者に、絵本や子育て情報等が入ったブックスタートパックを読み聞かせをしながら手渡し、親子のふれあいや読み聞かせの大切さを伝える事業です。現在はボランティアの協力を得て、こども育成相談課が実施している「すくすく7か月児育児相談」の来場者に対し主に実施していますが、図書館本館においても行っています。対象者が利用しやすいよう、ブックスタートを受けられる機会を増やしていく必要があります。		
関連施策	No. 1: 家庭における読書活動の推進(家庭における取組) No.24: ボランティアと連携した事業の実施(公民館等における取組) No.25: 講座・講演等啓発活動の実施(公民館等における取組)		

No.	19	施策	おはなし会をはじめとする事業の充実
ねらい		<ul style="list-style-type: none"> 本の楽しみを知ってもらうため、図書館職員やボランティアによるおはなし会を開催します。 	
現況		<p>おはなし会として、①赤ちゃん向けおはなし会「おひざにだっこ」（図書館本館：毎月第3水曜日 香川分館：2か月に1回） ②小さい子向けおはなし会（図書館本館：毎月第2・第4水曜日 香川分館：毎月第3土曜日） ③小学生までを対象としたおはなし会（図書館本館：偶数月の第1土曜日及び毎月第4土曜日） ④ボランティアによる小学生までを対象としたおはなし会（図書館本館：毎月第2土曜日）を実施しています。</p> <p>平成25年度からは、その他に子育て支援センターや県立養護学校、教育懇談会、ふれあい広場などで出張おはなし会を開催しています。</p>	
関連施策		No.2：おはなし会をはじめとする事業への参加（家庭における取組） No.24：ボランティアと連携した事業の実施（公民館等における取組）	

No.	20	施策	学校との連携
ねらい		<ul style="list-style-type: none"> 本に接する仕事を理解してもらうため、中学生の職場体験や教員の社会体験研修を受け入れます。 様々な分野の本を利用し、本を活用した調べ方が身につくよう、調べ学習を受け入れます。 図書館の利用方法やレファレンスサービスなどを知ってもらうため、図書館見学を受け入れます。 児童・生徒が図書館を身近なものにするため、市立図書館を利用した授業を工夫します。 	
現況		<p>中学生の職業体験は、図書館本館のみの実施ですが、教職員の研修については、平成26年度から香川分館においても実施しています。調べ学習（総合的な学習の時間）や施設見学についても、今後も積極的に受入れを行っていきます。特に、施設見学については、平成25年度から特別支援級の児童・生徒やつつじ学園の子どもたちを対象として、閉館時を活用した図書館見学を実施しています。</p>	
関連施策		No.11：学校における読書活動の充実（学校における取組）	

No.	2 1	施策	社会教育施設や関係機関と連携した事業の実施
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館等の地域での講座、講演会の共催や連携事業を開催し、図書室・図書コーナーを利用するきっかけとします。 ・ 地域にある障害児施設と連携し、読書活動を支援します。 		
現況	<p>南湖公民館・香川公民館において、子ども達への読み聞かせ事業を実施する際、図書館から本を取り寄せて行っています。また、庁内で開催する講座のテーマに沿った図書資料を選定・提供する「どこでも本ダイベント応援サービス」を行っています。</p> <p>そのほか、文化生涯学習課が主催する子育て世代のための生涯学習交流サロンでの読み聞かせや、レインボーフェスティバルにおいて、本のリサイクルフェア、青空図書館を実施しています。</p>		
関連施策	No.25：講座・講演等啓発活動の実施（公民館等における取組）		

No.	2 2	施策	子ども読書に関する情報提供
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館ホームページの児童コーナーを活用して、子ども読書に関する情報を提供します。また、ホームページのリンクについても積極的に行います。 ・ 保護者や子どもが本を選ぶ参考となるよう、図書館やボランティアが発達段階や年齢に合わせて本を選び作成したおすすめ本リストを、図書館や関係機関で配布して読書への理解を深めます。 ・ 調べ学習などの目的に合った本のリストを作成し配布します。 ・ 市のブックスタート啓発資料「赤ちゃんと一緒に楽しむ絵本」や、そこで紹介されている絵本を子育て支援センター等関係機関へ配布します。 		
現況	<p>平成24年度のホームページのリニューアルで「きっずページ」を新たに設け、図書リストなど子ども読書に関する情報を提供しています。「きっずページ」は、子育て情報サイト「FuBo Labo ちがさき」からもアクセスできるよう、リンクしています。</p> <p>また、保護者や子どもが本を選ぶ参考となるように対象や目的に合わせた本のリストを4種類作成し、いずれも図書館本館、香川分館、各分室で配布・掲示し、ホームページへも掲載しており、リストの対象に応じて各関係機関へも配布しています。</p> <p>その他、関連した自主事業でもリストの配布・掲示や参考図書の紹介を行い、情報提供に努めています。</p>		
関連施策	<p>No. 1：家庭における読書活動の推進（家庭における取組）</p> <p>No. 7：園だよりやリストなどを使った本の紹介（幼稚園・保育園・認定こども園における取組）</p> <p>No.13：子どもの読書活動を啓発する取組の推進（学校における取組）</p>		

(5) 公民館等における取組



No.	2 3	施策	図書コーナーの設置・充実
ねらい			<ul style="list-style-type: none"> ・公民館・青少年会館は子どもの身近にある施設であることを活かし、既存の図書室とは別に、10代向け図書コーナーの設置・充実を行います。 ・子育て支援センター等の若い子どもと関わりのある関連施設では、親子で本を楽しめる雰囲気を整えるよう努めます。
現況			<p>公民館等においては、鶴嶺、松林公民館に年齢層を限定していない図書コーナーがあるほか、青少年会館には10代向けの雑誌を設置しています。</p> <p>各子育て支援センターにおいては図書コーナーを設置済みです。図書館等によるおはなし会を子育て支援センターで開催することにより、さらに本に親しむ機会ができ、親子で楽しめる環境が整ってきています。また、希望者には貸出しも行っています。</p>
関連施策			<p>No. 3：図書館等の利用（家庭における取組）</p> <p>No.14：児童図書資料の充実（図書館における取組）</p>

No.	2 4	施策	ボランティアと連携した事業の実施
ねらい			<ul style="list-style-type: none"> ・公民館や青少年会館においては、ボランティアの協力を得て読み聞かせやおはなし会を行い、子どもに本の楽しさを伝えます。 ・ボランティアとの連携などにより、おはなし会を中心にいろいろな機会を捉え、子どもたちに絵本の楽しさを伝えます。
現況			<p>公民館や青少年会館においては、子どもたちが本にふれあい、本の楽しさを知ってもらうために、ボランティアの協力を得た読み聞かせ事業を実施しています。</p>
関連施策			<p>No. 5：絵本やおはなしに親しむ環境整備（幼稚園・保育園・認定こども園における取組）</p> <p>No.11：学校における読書活動の充実（学校における取組）</p> <p>No.18：ブックスタート事業の推進（図書館における取組）</p> <p>No.19：おはなし会をはじめとする事業の充実（図書館における取組）</p>

No.	25	施策	講座・講演等啓発活動の実施
ねらい		<ul style="list-style-type: none"> ・教育センターや公民館は、子ども読書活動に関わる講座・講演を行い、子どもの読書の大切さについて、保護者や関係者に啓発活動を行います。 ・母親教室等、子育てに関連した事業で子どもに本を読むことの大切さや、読み聞かせなどの方法について啓発します。 ・各種講座や交流会の機会を通して、読書活動の重要性などについて、周知します。 	
現況		<p>教育センターにおいては、保育園で開催した「乳幼児期の子育ち・子育て出前講座」において講演を行っています。</p> <p>公民館においては、南湖公民館主催による、親子でふれあいの時間を持つことの大切さや絵本との出会い方等を学ぶ、絵本についての講座を実施しました。</p>	
関連施策		No.21：社会教育施設や関係機関と連携した事業の実施（図書館における取組）	



- ・用語の解説
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・「第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画（素案）についての
パブリックコメント実施結果

—用語の解説—

あ行

朝の読書

学校で始業前に行われている読書活動のことで、1日10分から15分程度の読書のこと。

おはなし会

子どもたちを集めて、おはなしを聞かせる集まりのことで、読書への導入となる活動。

か行

学校図書館嘱託員

学校図書館のしごとに主として従事している職員のこと。

学校図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したもの。

子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4月23日を子ども読書の日としている。

さ行

司書教諭

学校図書館法では、学校図書館の専門的職務を担う教員として、「司書教諭」を学校に置くこととしている。(学級数が合計12学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければならない。)

司書教諭は、教諭として採用された者が校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画を立

案し、実施の中心となるなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っている。

ストーリーテリング

テキストを読むのではなく、おはなしを覚えて語ること。

た行

団体貸出

地域の読書活動を活性化する目的で、図書館の所蔵する資料を児童クラブなどに通常とは異なる期間、冊数で貸出を行うこと。

茅ヶ崎寒川地区学校図書館協議会(SLA)

全国・県学校図書館協議会と連携して、学校図書館と読書に関する研究・普及活動に取り組む組織。

データベース

特定のテーマに沿ったデータをまとめて管理し、容易に検索・抽出などの再利用をできるようにしたもの。

読書活動指導協力者

小学校の読書活動を推進し子どもが読書に親しむ機会を提供するため、教育委員会が委嘱し各校に派遣している指導協力者のこと。読み聞かせや読書相談等の指導及び読書環境づくりを行う。

読書週間

10月27日から11月9日までの2週間にわたり、読書を推進する行事が集中して行われる期間。

どこでも本ダイベント応援サービス

庁内における講座・イベント等に関連する図書資料を、図書館職員が数十冊選定し、当日の開催に合わせて提供するサービスのこと。茅ヶ崎市立

図書館において、平成25年度から開始。

は行

ファミリー読書

神奈川県子ども読書活動推進計画において取り組んでいる活動。毎月第1日曜日を「ファミリー読書の日」と位置づけ、平成23年度から普及啓発を行っている。

ブックスタート

赤ちゃんに対して、絵本を読み聞かせることで、心の通い合いを深めてもらうために、保護者に絵本を手渡す運動のこと。茅ヶ崎市では、地域に生まれた赤ちゃんが集まる7か月児育児相談の機会に、図書館員やボランティアなどが活動に加わって実施している。

ブックトーク

一つのテーマに沿ってそれに関連する数冊の本を紹介することで、個々の本のあらすじやエピソードを通して、読書の楽しさを伝えること。

や行

読み聞かせ

絵本の絵を聞き手に見せながら文章を読んできかせること。乳幼児は絵本の豊かな世界を楽しむだけでなく、読み手の声や表情を通して、多くのメッセージを受け取る。また、学齡以降の子どもに本を読むことも、子どもと本を疎遠にしない大切な方法である。

ら行

レファレンスサービス

図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務のこと。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子ども

もの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

* 平成13年12月12日公布・施行

「第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画（素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 平成28年2月23日（火）～ 平成28年3月23日（水）

2 意見の件数 20件

3 意見提出者数 12人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	人	3人	1人	7人	1人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数
1	計画策定の趣旨に関する意見	0件
2	計画の基本方針に関する意見	4件
3	計画推進のための取組に関する意見	8件
4	資料編に関する意見	1件
5	全般に関する意見	3件
6	パブリックコメントの実施に関する意見	3件
7	その他の意見	1件
		件
		件
		件
	合計	20件

＝ 一部修正を加えた項目

市民の皆さまから寄せられたご意見及び市の考え方の詳細は、図書館、市政情報コーナー、図書館ホームページ (<https://www.lib.chigasaki.kanagawa.jp/>) の「運営情報」または市の公式ホームページ (<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>) の「市民参加」をご覧ください。

茅ヶ崎市教育推進部図書館図書館担当
電話 0467-87-1001
e-mail: library @city.chigasaki.kanagawa.jp

◆修正部分の対照表

修正後		修正前	
16ページ No.2 施策 おはなし会をはじめとする事業への参加		16ページ No.2 施策 おはなし会をはじめとする事業への参加	
現況	また、家庭での読み聞かせを目的とした保護者向けのおはなし会講習会等も行っており、保護者自身が子ども読書への理解を深めるよう <u>取り組んでいます</u> 。	現況	また、家庭での読み聞かせを目的とした保護者向けのおはなし会講習会等も行っており、保護者自身が子ども読書への理解を深めるよう <u>取組んでいます</u> 。

◆修正部分の対照表

修正後		修正前	
19ページ No.9 施策 学校図書館運営の工夫		19ページ No.9 施策 学校図書館運営の工夫	
ねらい	・子どもの生活時間に合わせた開館時間の <u>見直しを行います</u> 。	ねらい	・子どもの生活時間に合わせた開館時間の <u>見直しをします</u> 。



(茅ヶ崎市立図書館キャラクター)

第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画

平成28(2016)年4月発行

第1版 500部作成

発行 茅ヶ崎市教育委員会

編集 教育推進部 図書館

〒253-0053

神奈川県茅ヶ崎市東海岸北1-4-55

電話番号：0467-87-1001

FAX 番号：0467-85-8275

URL : <https://www.lib.chigasaki.kanagawa.jp/index.html>



(ホームページQRコード)